

北海道遠別農業高等学校 いじめ問題への対応基本方針

北海道遠別農業高等学校

1 趣 旨

本基本方針は生徒が互いの違いを認め、安心して学習や諸活動に取り組み、充実した高校生活を送れるよう、いじめ問題への対応について示すものである。

そこで、対応方針を示すことによりいじめの抑止、適切な連携・協力が図られるよう、「いじめ防止対策推進法」、「北海道いじめの防止等に関する条例」、「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ策定するものとする。

2 基本理念

- (1) 校訓「礼・知・信」を生徒及び教職員が共に心に刻み、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長することができるよう「いじめのない学校づくり」を推進する。
- (2) 生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (3) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (4) いじめは決して許されないことであり、いじめを受けた生徒にも原因があるという考え方はあってはならない。発生した事案に対しては、関係者相互の連携の下、緊張感を持ち迅速に対応する。
- (5) いじめは「絶対に許さない」「本校にも起こりうる」「いじめる側が悪い」「未然防止は重要課題」という認識のもと、いじめをうけていると思われる生徒を守るとともに、早期解消に向けて迅速かつ組織的に適切な対応を行う。

3 いじめとは

- (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条より一部抜粋）

当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。
- (2) いじめの内容（ア～クは北海道いじめ防止基本方針 I-1 (2)イより抜粋）
 - ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - オ 金品をたかられる
 - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ク ネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ケ けんかやふざけ合い（行為の対象となった生徒が感じる心身の苦痛や背景にある事情、人権意識を欠く行為等によってはいじめと判断し対応する）
- (3) いじめの解消（北海道いじめ防止基本方針 I-1 (2)エの①②）
 - ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上を目安）
 - イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認していること

4 いじめの要因（北海道いじめ防止基本方針 I-1 (2)ウより一部抜粋）

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (1) いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもある。

り、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ア 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - イ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ウ ねたみや嫉妬感情
 - エ 遊び感覚やふざけ意識
 - オ 金銭などを得たいという意識
 - カ 被害者となることへの回避感情
などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが大切である。
- (5) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が必要である。

5 いじめの未然防止

- (1) 学習指導
自己有用感、自己肯定感を育む授業、主体的・対話的で深く学ぶ授業
- (2) 生徒指導
規範意識の醸成、帰属意識を高める集団づくり、望ましい人間関係づくり、ボランティア活動の充実、配慮の必要な生徒への支援の充実、援助希求的態度の育成
- (3) 進路指導
進路活動をとおしたコミュニケーション能力の育成、保護者・地域との連携の充実
- (4) 健康・安全指導
教育相談の充実、スクールカウンセラーの活用、メンタルヘルス講座の実施

6 いじめの早期発見

- (1) 全教育活動
 - ア ホームルーム担任は、SHRや昼休み、放課後などにおける生徒の動きや会話を観察する。
 - イ 教科担任は、授業中の生徒の動きや会話を観察する。また、授業に向かう際、授業を終えて職員室に戻る際には、廊下での生徒の動きや会話を観察する。
 - ウ 部活動顧問は、部活動中の生徒の動きや会話を観察する。特に休憩時間における生徒同士の雑談に傾聴し、部員以外の生徒間のいじめ情報の入手に努める。
 - エ 養護教諭は、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入力する。
 - オ スクールカウンセラーは、生徒のいじめの訴えを聴くとともに、生徒の会話の中から他の生徒間のいじめの情報を入手する。
 - カ その他の教員も、寮や放課後学校外で本校生徒を見かけた際は、生徒の動きや会話を観察する。
 - キ 保護者とは緊密に連絡を取り合い、家庭内での様子の変化を敏感に察知し、いじめの早期発見に努める。
 - ク 上記の対応でいじめが疑われる場合から組織的に対応を開始する。
- (2) 調査等
 - ア 心の健康調査の実施（毎月）
 - イ 生徒からの聞き取り調査（アンケート結果により随時）
 - ウ 教育相談の実施（5月・11月・その他適宜）

- エ アセスの実施（4月・10月）ほっとの実施（4月・10月）
- オ ネットパトロールの実施（通年）
- カ 「おなやみポスト」等各種相談窓口の紹介
- キ 校舎内外の巡回実施、寄宿舎生活中的巡回実施、バス停巡視（4月）、昼休み校舎内巡視（通年）、校舎外巡視（各月第1週）

7 いじめを発見した場合の対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の安全を確保し、苦痛に寄り添いながら共感的に理解し、不安解消に向けた継続的な支援を行う。重大事態の申し立てを含め、いじめられている生徒から被害等の訴えがあった場合は、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会にて審議する。

イ いじめている生徒への対応

いじめの行為が続いている場合はやめさせ、いじめは決して許されないという毅然とした態度で対応するとともに、いじめられている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにするための発達支持的生徒指導を行う等、対応方針を定め、組織的・継続的に対応する。

ウ すべての生徒への対応

事案に応じて全校集会を開く等、いじめ問題が学校・学級全体に不安や恐れを感じさせないように配慮する。

(2) 保護者への対応

ア いじめを受けた生徒の保護者への対応

速やかにいじめの状況、本校の対応方針を連絡するとともに、生徒の支援の協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者への対応

事実を確認したら速やかに連絡・面談し、いじめの状況・対応方針を丁寧に説明し情報を共有するとともに、指導の協力を求める。

ウ すべての保護者に対して

いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者説明会を開催することとする。情報提供の内容等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

(3) 関係機関（警察など）との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

8 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制 いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応 いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

(3) いじめ防止委員会、いじめ対策委員会において会議を開催した際の記録や生徒への支援及び指導を行った際の記録はメモも含めて、すべて職員室の決められた場所にファイリングして保管する。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（北海道いじめの防止等に関する条例第2条5より一部抜粋）

「生命、心身または財産に重大な被害が生じたこと」（生徒が自殺を企図した場合等）

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること」

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（留萌教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

10 北海道遠別農業高等学校 いじめ問題への対応基本方針

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、措置を講じる。

(1) 基本方針の関係機関への周知について

ア 学校ホームページへの掲載

イ 生徒、保護者への配付

(2) 基本方針の見直しについて

ア 中間反省会議・年度末反省会議にいじめ防止委員会において点検を実施する。

イ 学校評価アンケートにて、基本方針についての意見聴取を行う。

ウ 学校運営協議会において、基本方針についての意見聴取を行う。

いじめ防止のための3年間の指導計画

目標	いじめをしない、許さない、見逃さない精神の涵養		
学年	各学年の目標	取組内容	全校への指導
1年	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力を向上させ、他人との関わり方を理解することができる。 自己理解・他者理解の深めることができる。 	クラス全体へのSST 個別SST 個別の面談、教育相談	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の明示 道徳教育推進に係る取組（事業の活用など） いじめ防止集会（12月）
2年	<ul style="list-style-type: none"> 協働活動において協力的な関係を構築することができる 周囲への配慮、多様性について理解を深めることができる。 	個別SST 個別の面談、教育相談	
3年	<ul style="list-style-type: none"> 他者を指導するに当たり適切に伝えることができる 自律的な判断力と人権意識の定着身に付けることができる。 	個別SST 個別の面談、教育相談 意図的な、後輩への関わりや指導教授の場面の設定	

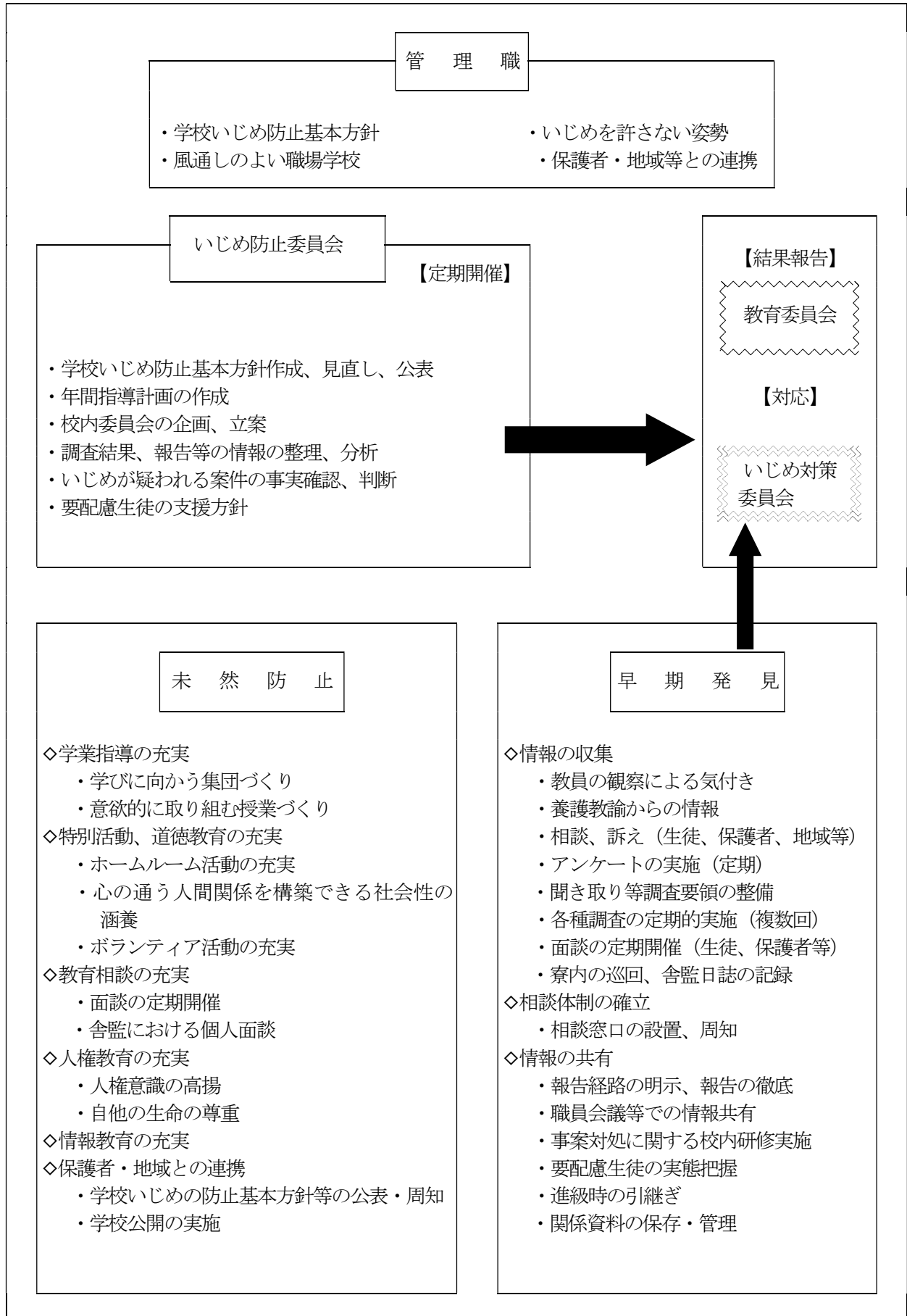
教職員の研修計画

予定	研修名	備考
毎月	舎監会議	情報共有
毎週	学年部会	情報共有
4月	教科担任会議	情報共有
5月	教職員向けコミュニケーションスキル・教育相談スキル校内研修	
9月	いじめの未然防止等の教職員研修	
4月・10月	学校環境適応感調査「アズ」結果の情報共有と対応	
4月・10月	生徒指導支援ツール「ほと」結果の情報共有と対応	

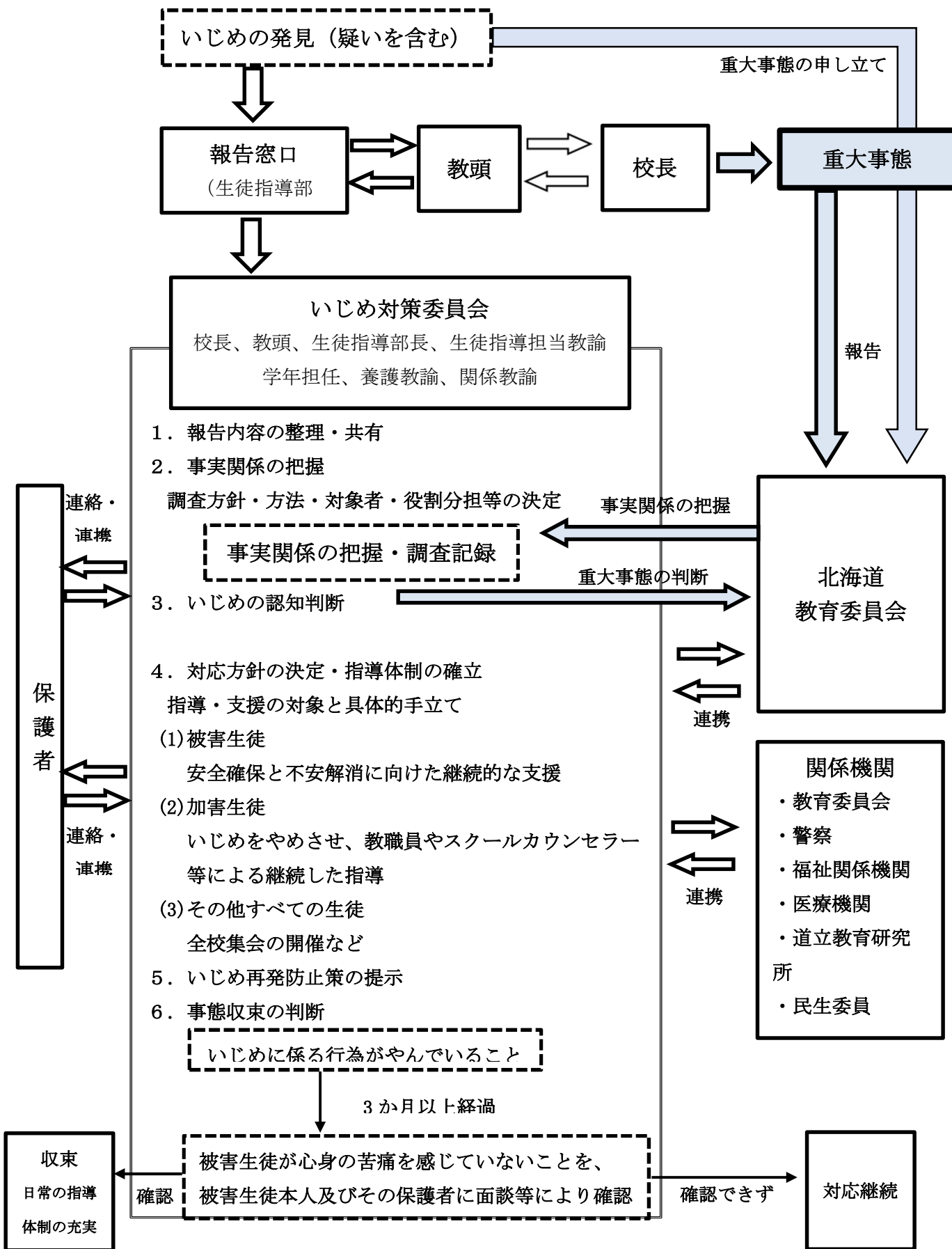
いじめ防止のための年間指導計画

月	会議・研修等 (教職員の取組及び情報共有)	いじめ未然防止に係る学校行事や取組 (生徒への取組)	早期発見に 向けた取組
通年 (毎月実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・【事故発生時】いじめ防止等対策委員会の開催 ・毎日の舎監による舎監日誌の記録及び教職員等による確認 ・週1回の学年部会(情報共有～職員全体) ・月1回の舎監会議(情報共有～職員全体) ・職員会議 ・教科担任会議【情報共有・課題及び生徒の育成すべき資質・能力の明確化(チェック項目の観点の具体化)】 ・いじめ認知件数・解消件数のHPへの掲載 ・教職員による校舎内巡回(休み時間等) ・ネットパトロールの実施 ・管理職による教職員へのフォロー体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康調査の実施(毎月末実施、翌日以降、聞取調査等) 	<p>いじめの早期発見チェックリストの掲示(HR教室・職員室・舎監室、いじめ防止基本方針のHR教室掲示)</p> <p>目安箱の設置およびHR教室への掲示、長期休業前心得での周知</p> <p>教育相談体制の充実及びおなやみポスト等の相談窓口の周知</p> <p>ネットパトロール</p>
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度始め職員会議 (いじめ対策基本方針年間指導計画作成・確認) ・始業式における指導事項の確認 ・学校環境適応感調査「アセス」結果の情報共有と対応 ・生徒指導支援ツール「ほっと」結果の情報共有と対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式・入学式・入寮時における、新入生へのいじめ防止等の周知・啓発活動 ・いじめ防止基本方針の保護者への周知(PTA総会・HP掲載) ・新入生オリエンテーション ・SSTの実施(全体：1学年、個別：適宜) ・寮生活の状況確認及び寮生心得の確認(生徒代表・教員) ・学校環境適応感調査「アセス」の実施 ・生徒指導支援ツール「ほっと」の実施 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との個人面談結果における教職員間での情報共有、意見交換等 ・舎監における個人面談(寮生1年生対象)結果の情報共有と対応 ・生徒指導部会 ・教職員向けコミュニケーションスキル・教育相談スキル校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・SST ・個人面談(HR担・副担による学級生徒の面談) ・舎監における個人面談(寮生1年生対象) ・教育相談(全学年) ・各教科での道徳教育の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との個人面談結果における教職員間での ・情報共有、意見交換等 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会における指導事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監における個人面談(寮生1年生対象)結果の情報共有と対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監における個人面談(寮生1年生対象) ・アンケート結果のHPへの掲載 ・寮生活の状況確認及び寮生心得の確認・見直しに向けた話し合い(生徒代表・教員) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会における指導事項の確認 ・学期反省会議 ・いじめの未然防止等の教職員研修① 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・各教科での道徳教育の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との個人面談結果における教職員間での ・情報共有、意見交換等 ・舎監における個人面談(寮生全員)結果の情報共有と対応 ・学校環境適応感調査「アセス」結果の情報共有と対応 ・生徒指導支援ツール「ほっと」結果の情報共有と対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監における個人面談(寮生全員) ・教育相談(全学年) ・学校環境適応感調査「アセス」の実施 ・生徒指導支援ツール「ほっと」の実施 ・SSTの実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒との個人面談結果における教職員間での ・情報共有、意見交換等 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会における指導事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止集会(教員及び農生会による共同企画) ・いじめ防止対策の取組に対する評価アンケートの実施(生徒・保護者) ・全校集会 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会における指導事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会 ・アンケート結果のHPへの掲載 ・寮生活の状況確認及び寮生心得の確認・見直しに向けた話し合い(生徒代表・教員) ・各教科での道徳教育の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末反省会議 ・舎監に対するいじめ研修【契約更新時等】 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 ・終業式における指導事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・終業式 	

日常の指導体制 (未然防止・早期発見)



いじめ発見時の組織的対応



重大事態への組織的対応

